平成２４年（フ）第１４４号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番10―401号
債務者　池野　史明
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５号
札幌市北区新川６条15丁目６番８―306号
債務者　牧野　　守
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３号
札幌市東区北34条東10丁目２番30号　山王マンションＡ８号
債務者　中川　政秋
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５５号
札幌市豊平区月寒東２条９丁目８番１―110号
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３３号
札幌市白石区東札幌２条６丁目１番４―102号
債務者　堀田　陽香
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４０号
札幌市中央区南６条西17丁目１番33―202号
債務者　久保田景子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６７号
札幌市豊平区西岡２条８丁目５番14号　コーポあけぼの１階２号
債務者　高野　　昭
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
北海道網走郡美幌町字元町46番地の35
債務者　杉本　玲子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
山形県酒田市若宮町２丁目18番１号
債務者　和田　良子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２号
群馬県利根郡みなかみ町鹿野沢637番地　町営住宅Ｋ―404
債務者　登坂　俊充
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第３号
群馬県利根郡みなかみ町鹿野沢637番地　町営住宅Ｋ―404
債務者　登坂真由美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１４９７号
埼玉県川口市大字赤山214番地
債務者　平柳徳太郎
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
さいたま市岩槻区加倉１丁目20番26号　メゾン加倉203、旧住所さいたま市見沼区大字東門前210番地１　橋本ハウス２―Ｂ
債務者　太田　政司
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
埼玉県幸手市東１丁目18番27―703号　幸手スカイハイツ、旧住所新潟県魚沼市古新田23番地８
債務者　福原　　勉
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
埼玉県朝霞市北原２丁目３番28号　プライムⅡ102
債務者　三本　昌宥
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
埼玉県加須市東栄２丁目13番14号
債務者　野本　江身
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―８―203
債務者　齋木　郁雄
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係